

別記

第1号様式 別紙2

提出書類のチェックリスト (交付申請添付用)

事業者名 _____

- ◎ 申請にあたり、注意事項を必読の上、下記の書類提出をお願いします。
ご提出いただいた申請書及び関係書類は、採択の可否に関わらず返却しませんのでご了承ください。
なお、下記以外の必要書類の提出等を別途お願いする場合があります。

<注意事項>

※ ステープル留めやファイリングをせずに、クリップ留めにしてください。

	必要書類	部数	チェック欄
1	●交付申請書 (第1号様式)	1部	
2	●事業実施計画書 (第1号様式 別紙1-1)	1部	
3	●経費明細書 (交付申請添付用) (第1号様式 別紙1-2)	1部	
4	●提出書類のチェックリスト (交付申請添付用) (第1号様式 別紙2) 【本紙】 ※チェック欄確認済みのもの	1部	
5	●誓約書 (第1号様式 別紙3)	1部	
6	●口座振込依頼書兼債権者登録票 ※6, 7については、すでに県へ登録済みであり、変更がない場合は提出不要。	1部	
7	●通帳の写し ※金融機関名、支店名、口座名義、口座名義カナ、口座番号が記載の部分 ※6, 7については、すでに県へ登録済みであり、変更がない場合は提出不要	1部	
8	●登記簿謄本 (履歴事項全部証明書) の写し (法人の場合) ※発行後3か月以内のもの ●「個人事業の開業・廃業等届出書」の写し (個人事業者の場合) ※税務署の受付印が入ったもの ※e-Tax を利用して申告した場合は受信通知メールを添付	1部	
9	●本人確認書類の写し (個人事業者の場合のみ) ※以下のうちいずれか1つ ・運転免許証 (申請者の住所と一致していること) ・健康保険証 (申請者の住所と一致していること) ・マイナンバーカードの表面のみ (個人番号部分は削除すること)	1部	
10	●社歴書 (パンフレットやホームページの印刷物等でも可) ※別紙1-1「事業実施計画書」の「2 申請事業者が県内で営業する施設・店舗・事業」に記載した施設・事業が確認できるもの	1部	

11	<p>【宿泊施設営業事業者の場合】</p> <p>●旅館業営業許可書の写し（旅館・ホテル、簡易宿所の場合）</p> <p>●住宅宿泊事業法に基づく届出の写し（民泊の場合）</p> <p>※別紙1-1「事業実施計画書」の「2 申請事業者が県内で営業する施設・店舗・事業」に記載した施設に係るもののみで可</p>	1部	
	<p>【観光施設営業事業者の場合】</p> <p>●次の①～④のいずれかの資料</p> <p>※別紙1-1「事業実施計画書」の「2 申請事業者が県内で営業する施設・店舗・事業」に記載した施設に係るもののみで可</p> <p>※「レジャー施設」、「博物館・美術館」、「日帰り温泉」の категорияで登録された「ぎふ旅コイン」加盟施設を1以上営む事業者の場合、①～④いずれも不要</p> <p>① 申請時点で、以下のいずれかの Web サイトに掲載されていることが確認できる資料 ※該当ホームページの写し等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・（一社）岐阜県観光連盟公式サイト「岐阜の旅ガイド」（https://www.kankou-gifu.jp/） ・岐阜県外国語観光 Web サイト「VISIT GIFU」（https://visitgifu.com/） ・岐阜県内市町村の観光協会ホームページ <p>② 当該施設が観光施設であることを、客観的に判断できることが確認できる資料 ※当該施設が観光施設として掲載されたパンフレット等 ※岐阜県観光連盟又は岐阜県内市町村の観光協会に、観光施設として会員登録されていることが分かる資料 等</p> <p>③ 令和3年度又は4年度「岐阜県観光デジタルマーケティングオンライン研修」を受講した社員（従業員）を有することが確認できる資料 ※受講者のリスト（県が有するリストと照合します）</p> <p>④ Google ビジネスプロフィール（GBP）のインサイトデータの閲覧権限を岐阜県に対して付与（共有）していることが確認できる資料 ※GBP に登録している施設（ビジネス）のリスト（県が有するリストと照合します）</p> <p>●平成31年（令和元年）及び令和2年の入込客数が確認できる資料 ※公的機関への報告資料、帳簿 等 ※事業開始が平成31年（令和元年）以降の場合は、開業以降の資料のみで可</p>	各1部 × 2種類	

<p>【土産物店営業事業者の場合】 ●次の①～④のいずれかの資料 ※別紙 1-1 「事業実施計画書」の「2 申請事業者が県内で営業する施設・店舗・事業」に記載した施設に係るもののみで可 ※「お土産」のカテゴリーで登録された「ぎふ旅コイン」加盟施設を1以上営む事業者の場合、①～④いずれも不要</p> <p>① 申請時点で、以下のいずれかの Web サイトに掲載されていることが確認できる資料 ※該当ホームページの写し等 <ul style="list-style-type: none"> ・(一社)岐阜県観光連盟公式サイト「岐阜の旅ガイド」 (https://www.kankou-gifu.jp/) ・岐阜県外国語観光 Web サイト「VISIT GIFU」 (https://visitgifu.com/) ・岐阜県内市町村の観光協会ホームページ </p> <p>② 当該施設が土産物店であることを客観的に判断できることが確認できる資料 ※当該施設が土産物店として掲載されたパンフレット等 ※岐阜県観光連盟又は岐阜県内市町村の観光協会に、土産物店として会員登録されていることが分かる資料 ※岐阜県内市町村の土産品関連協会に、会員登録されていることが分かる資料 等</p> <p>③ 令和3年度又は4年度「岐阜県観光デジタルマーケティングオンライン研修」を受講した社員（従業員）を有することが確認できる資料 ※受講者のリスト（県が有するリストと照合します）</p> <p>④ Google ビジネスプロフィール（GBP）のインサイトデータの閲覧権限を岐阜県に対して付与（共有）していることが確認できる資料 ※GBP に登録している施設名（ビジネス名）のリスト（県が有するリストと照合します）</p>	1 部	
<p>【体験事業者の場合】 ●次の①～④のいずれかの資料 ※別紙 1-1 「事業実施計画書」の「2 申請事業者が県内で営業する施設・店舗・事業」に記載した事業に係るもののみで可 ※「体験サービス」のカテゴリーで登録された「ぎふ旅コイン」加盟事業を1以上営む事業者の場合、①～④いずれも不要</p> <p>① 申請時点で、以下のいずれかの Web サイトに掲載されていることが確認できる資料 ※該当ホームページの写し等 <ul style="list-style-type: none"> ・(一社)岐阜県観光連盟公式サイト「岐阜の旅ガイド」 (https://www.kankou-gifu.jp/) ・岐阜県内の人気のおすすめ体験・観光予約サイト「VISIT 岐阜県」 (https://gifu.visit-town.com/) ・岐阜県外国語観光 Web サイト「VISIT GIFU」 (https://visitgifu.com/) ・岐阜県内市町村の観光協会ホームページ ・じゃらん、アソビュー、楽天トラベル観光体験などの OTA サイト </p> <p>② 岐阜県内旅行者に対して体験事業を提供していることが客観的に判断できることが確認できる資料 ※岐阜県内旅行者に対する体験事業が掲載されたパンフレット等 ※岐阜県観光連盟又は岐阜県内市町村の観光協会に、体験事業者として会員登録されていることが分かる資料 等</p> <p>③ 令和3年度又は4年度「岐阜県観光デジタルマーケティングオンライン研修」を受講した社員（従業員）を有することが確認できる資料 ※受講者のリスト（県が有するリストと照合します）</p> <p>④ Google ビジネスプロフィール（GBP）のインサイトデータの閲覧権限を岐阜県に対して付与（共有）していることが確認できる資料 ※GBP に登録している施設名（ビジネス名）のリスト（県が有するリストと照合します）</p>	1 部	

12	<p>●直近の確定申告書の写し（収受日付印または税理士等の証明印入り）</p> <p>【法人の場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・法人税の申告書（別表一）の写し ・法人事業概況説明書（両面）の写し ・利益積立金額及び資本金等の額の計算に関する明細書（別表五（１））の写し <p>【個人の場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・所得税の申告書（第一表）の写し ・所得税青色申告決算書（１ページ目と２ページ目）の写し（青色申告の場合） ・収支内訳書（白色申告の場合） <p>※e-Tax を利用して申告した場合は、受付日時の印字または受信通知メールを添付</p>	各 1 部	
13	<p>●県税の納税証明書（完納証明）</p> <p>※交付請求時に「完納証明」を選択</p>	1 部	
14	<p>●見積書等の写し</p> <p>※費用明細や作業内容等の内訳が明確分かるものを提出 （経費明細書（別紙１－２）の根拠書類になり得るもの）</p> <p>※ 1 件 1 0 0 万円（税抜）以上の契約がある場合は、原則として 2 社以上の見積書の写しを提出。2 社以上の見積書を徴しない場合は、当該 1 社と随意契約する理由書を提出。（様式は任意）</p>	1 部	
15	<p>●補足説明資料</p> <p>※補足説明が必要な場合</p> <p>※説明資料は A 4 用紙、3 枚以内（片面）</p>	1 部	
16	<p>●その他知事が必要と認める書類</p> <p>※別途、必要に応じて提出</p>	—	—